

# 財政健全化法に基づく妹背牛町の

## 「健全化判断比率等」を公表します

都道府県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に交付され、全ての地方公共団体において平成19年度決算から健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられました。

また、早期健全化基準や財政再生基準を超えた場合は、各計画の策定及び改善にも取り組まなければなりません。

### 財政状況を表す指標とは？

- ① 実質赤字比率・・・一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ② 連結実質赤字比率・・・全7会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ③ 実質公債費比率・・・一般会計が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- ④ 将来負担比率・・・一般会計が将来負担すべき債務（起債償還等）が標準財政規模に占める割合

※標準財政規模は普通交付税等の用途が自由な財源の標準的規模で妹背牛町の場合、令和元年度で約18億9千万円です。

また、公営企業会計は次の指標で判断します。

- ⑤ 資金不足比率・・・資金不足額が事業規模に占める割合

以上の比率がどのような状況にあるかを判断する基準として、「早期健全化基準（黄信号）」、「財政再生基準（赤信号）」が設けられています。

### 妹背牛町の算定結果は？

令和元年度決算に基づき算定した健全化判断比率等は、すべて下記のとおり基準を下回る結果となりました。

#### 【健全化判断比率（①～④）】

四 指 標	妹背牛町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
③実質公債費比率	8.7%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	3.3%	350.0%	—

#### 【資金不足比率⑤】

公営企業会計名	資金不足比率	早期健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%

注：該当しない（赤字、資金不足額がない）場合は「—」と表記しました。